

春季及び秋季学術講演会時の保育支援にかかるガイドライン

2024 年 5 月 8 日 学術委員会作成

2025 年 3 月 26 日 一部改訂

1. 保育支援の目的

日本リモートセンシング学会(以下「学会」)春季及び秋季学術講演会(以下「学術講演会」)期間中に必要な保育支援を提供することで、育児中の学術講演会参加希望者の学術講演会参加を促すことを目的とする。

2. 支援方法

学術委員会(以下「委員会」)は、運営面での事情を考慮して、学術講演会時の保育支援は、以下の方法で実施することとする。利用者が、学術講演会参加のために、既存の保育施設もしくはベビーシッティングサービス等の保育支援サービスを利用した場合、利用料に対する補助支援を行う。(学術講演会会場での保育ルームの設置はしない。各自で手配すること。)

既存の保育施設利用の際は、以下のようなものを想定する。ただし、通常保育の利用料は適用外とする。

- ・保育施設(学術講演会会場近隣、家の近隣等)を利用した場合
- ・休日(日曜など)の時間外保育を利用した場合
- ・学術講演会参加のための延長(早朝および夜間)保育を利用した場合
- ・病児・病後児保育を利用した場合

3. 対象者

学術講演会に参加する際に子の保育が必要である学術講演会参加者(会員種別は問わない)を補助対象とする。保育を受ける子の年齢制限は特に定めないが、目安として小学校以下とする。

4. 補助額・上限等

補助対象項目に掛かった費用を補助する。

補助上限額は、子ども 1 人につき 1 日 5 千円とする。

5. 補助対象項目

保育料を対象とする。オムツ代・食事代・ミルク代・おやつ代・入会金もしくは登録料は対象外とする。但し、保育施設の料金システム上、保育料と分離不可能な場合は、補助額の算定に含めることとする。また、利用者がやむなく傷害保険等に参加していない保育施設を選び、利用者自ら保険に参加した場合は、保険料を補助額の算定に含める。

ただし、下記のような場合については補助の対象とならない。

- ・科研費等の研究費での支払い
- ・所属機関等からの支援
- ・家族、親族への預け保育

6. 補助期間

学術講演会開催期間とする。

7. 事故・トラブル等

学術委員会は、利用者に事故・トラブルの際の責任範囲を周知することとする。

学術委員会は保険加入がなされている保育施設を利用するよう利用者に周知し、学会はいかなる場合においても事故等の責任を負わないこととする。

保育支援利用の前提として、保険加入の保育施設を選ぶよう利用者に要請するが、利便性等を考えて選んだ保育施設が保険未加入の場合は、利用者が自ら保険に加入し、子を預けることができる。その場合の保険料は、補助対象に含めることができる。

大会参加のための移動中の事故等に関して、学会は責任を負わない。

8. 申請方法

① 利用者は、まず申請締切前までに「申請者氏名・所属・メールアドレス・保育支援制度利用日・子の数」を rssj_conf@rssj.or.jp へ連絡する。

② 利用者各自で保育施設を予約する。

③ 施設利用後、下記の証明書類を学術講演会会場受付へ提出もしくは事務局まで送付する。送付手続きの場合は、学術講演会終了後 1 週間以内に行うこと。また、子一人につき本様式を 1 部ずつ用意すること。

提出物

- RSSJ 保育支援制度利用申請書(本 PDF 最後のページに様式あり)
- 領収書(原本かつ日付、開始時間、終了時間、利用者名、保育施設名を記載のこと)

提出先

〒112-0012

東京都文京区大塚 5-3-13 3F

一般社団法人 日本リモートセンシング学会 事務局宛

④ 後日、銀行振込にて支払を行う。

9. 利用状況

学術委員会は、学術講演会終了後、利用者数・各利用者が預けた子の人数・利用日数・利用施設名・金額(保育料、実際に掛かった額と補助額の両方)を明確にしてデータを残し、次回の参考資料とする。

RSSJ 保育支援制度利用申請書

下記のように、一社) 日本リモートセンシング学会学術講演会時の保育支援制度を申請いたします。

申請日	年 月 日	
申請対象の学術講演会	日本リモートセンシング学会第 回学術講演会	
フリガナ		
申請者氏名		
所属機関		
会員種別		
連絡先	電話番号: E-mail:	
制度を利用する子の氏名・年齢	氏名 年齢 才	
利用日	年 月 日	
保育施設利用額 (領収書記載の金額)	円	
支給希望額 (上限 5 千円)	円	
振込先	金融機関名	
	金融機関コード	
	支店名	
	支店コード	
	預金種目	
	口座番号	
	口座名義人(フリガナ)	
	口座名義人(漢字)	

以上